

廃石綿等の取扱について

1. 「廃石綿等」とは

廃石綿等の定義の詳細は、以下に示すものをいいます。

廃石綿等とは、次に掲げる①～⑤をいう。

- ① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ② 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ) 石綿保温材
 - ロ) けいそう土保温材
 - ハ) パーライト保温材ニ) 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

(参)規則第1条の2第9項

2. 収集運搬について

○収集運搬の業の許可

廃石綿等の収集又は運搬を業として行おうとする者は、廃石綿等の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければなりません。（(参)法第14条の4第1項）

○分別収集・運搬の基準

廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬しなければなりません。（(参)令第6条の5第1項第1号）

○飛散防止

廃石綿等が飛散し、及び流出しないようにしなければなりません。((参)令第6条の5第1項第1号(令第3条第1号イ(1)))

○保管・積替え

廃石綿等の収集又は運搬の過程での保管は、廃石綿等の積替えを行う場合を除き、行ってはいけません。((参)令第6条の5第1項第1号ハ)

3. マニュアル等

廃石綿等の処理に関連する排出事業者、収集運搬業者、処分業者等向けに、廃石綿等に関する排出、収集運搬、中間処理、最終処分等について整理されたものとして以下がありますので、御活用ください。

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月環境省）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>